

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">S級S班の実施方法について</p> <p style="text-align: right;">中央登録競輪選手制度改善委員会</p> <p>第133回中央登録競輪選手制度改善委員会（平成18年12月27日）及び第134回中央登録競輪選手制度改善委員会（平成19年3月8日）において、S級S班の実施方法について下記のとおり決定した。なお、詳細については幹事会又は開催運営に関する調整委員会において検討する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 実施時期 平成20年1月から実施できるよう早急に検討する。</p> <p>2. 人数について 18名。</p> <p>3. 選出について</p> <p>(1) 審査期間 1月～全日本選抜競輪最終日まで。</p> <p>(2) 選出基準 次期級班(翌年1～6月)がS級1班に格付けされる選手の中から次の基準により選出する。ただし、GP出場選手についてはこの限りではない。 GP出場予定選手(補欠選手は除く。ただし、繰り上がった場合は対象とする。) GPを傷病によりやむを得ず欠場した場合でも対象とする。 前記 により選出された人数を含み、当該審査期間の年間獲得賞金額上位者から順次、18名に達するまで選出する。</p> <p>平成19年の移行期の措置について 移行期である平成19年については、上記 を基準どおり適用し、上記 については選手の機会均等を考慮して年間獲得賞金額を対象とするのではなく、移行措置として高松宮記念杯競輪～全日本選抜競輪の各G に出場した者の当該競輪における獲得賞金額を対象とすることとし、その上位者とする。</p> <p>(3) 除外規定 選出に当たっては、以下の事項の選手を対象除外とする。 GP選手選考委員会において「特別競輪等（GP・G・G）出場選手の選抜方法に関する申し合わせ」の除外規定により選考除外となった選手。 その他S級S班として不適当と認められる事由があり「S級S班選出委員会(仮称)」において不適格となった選手。</p> <p>(4) 選出委員会の設置 S級S班の選出は、『S級S班選出委員会(仮称)』により選出する。</p>	<p style="text-align: center;">S級S班の実施方法について</p> <p style="text-align: right;">中央登録競輪選手制度改善委員会</p> <p>第138回中央登録競輪選手制度改善委員会（平成19年11月29日）において、S級S班の実施方法について下記のとおり決定した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 実施時期 <u>平成19年12月27日から実施する。</u></p> <p>2. 人数について 18名。 <u>なお、選出後にS級S班の資格を失効する選手が生じた場合であっても、追加選出は行わないものとする。</u></p> <p>3. 選出について</p> <p>(1) 選出基準 <u>適用期間内の競輪グランプリ出場予定選手</u> <u>現にS級S班に在籍している選手であって、適用期間内に開催された自転車競技トラック種目の世界規模の大会に出場した選手等、「開催運営に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）」が特に認めた選手。</u> <u>前記 により選出された人数を含み、次期級班がS級1班の選手の中から下記(3)の審査期間の賞金獲得額上位18名を選出する（平成19年12月27日から適用されるS級S班の選出については、高松宮記念杯競輪～全日本選抜競輪の各G での賞金獲得額累計の上位者とする）。</u></p> <p>(2) 除外規定 選出に当たっては、以下の事項の選手を対象除外とする。 <u>競輪グランプリ選手選考委員会において「特別競輪等（GP・G・G）出場選手の選抜方法に関する申し合わせ」の除外規定により選考除外となった選手。</u> <u>審査期間内において「あっせん規制」及び「あっせん保留」等、S級S班として不適当と認められる事由があり「調整委員会」において不適格となった選手。</u></p> <p><u>なお、選出後であっても、S級S班として不適当と認められる事由があり、「調整委員会」において不適格となった選手はS級S班から除外し、S級1班に格付けすることとする。</u></p> <p>(3) 審査期間 <u>S級S班の選出を行う年の1月～同年の12月22日までに最終日を迎える開催まで。</u></p> <p>(4) 選出委員会 <u>S級S班は「調整委員会」により選出する。</u></p>

<p>『S級S班選出委員会(仮称)』概要(案)</p> <p>構成委員 日本自転車振興会、全国競輪施行者協議会、自転車競技会全国協議会、日本競輪選手会、全国競輪場施設協会の役職員</p> <p>委員長 日本自転車振興会</p> <p>開催時期 全日本選抜競輪最終日以降の選考体制が整った適時</p> <p>4. 適用期間 当該年のGPに出場する選手についてはGPの前検日(12月27日)から12月31日までの1年間+5日間とし、それ以外の選手については、1月1日から12月31日までの1年間とする。 GP選手選考委員会において選出された選手が、GPにS級S班として出場できるよう12月27日から適用する。 なお、GPへ追加により出場することとなった選手についても同様とする。</p> <p>5. 優遇措置等</p> <p>(1) 出場競輪への優遇 G・G開催は優先出場とする。 G開催については地元開催を必須とし、本人の希望を参考としつつ年間本数を調整する。 ■本数については、年間あっせん計画に基づき算定する。(あっせん人数・場所については年間あっせん計画に基づき算定するため、本人の希望どおりになるとは限らない。) F開催については地元地区の開催は必須とし、選手本人のあっせん希望に充分配慮することとするが、特別企画レース等についてはこの限りとししない。</p> <p>(2) あっせん計画の提示 日取り調整会議の状況に応じ2～3ヶ月間のあっせん計画を提示し、本人があっせんを希望する場合は希望届を提出する。(本人の希望に対する確約はない。)</p> <p>(3) オフ期間の設定 選手がオフ期間の設定を希望した場合、年間1回、最長1ヶ月のオフ期間を設定できるものとする。(オフ期間が多 くの選手と重複した場合は国際大会出場者を優先する。) ただし、希望により実施するので休業補償の対象とはしない。</p> <p>(4) 参加時における優遇措置 公共交通機関に係る特別料金の支給。</p> <p>(5) Gグレード及びF開催における初日の特選シードについて G・G開催については、原則として全ての選手を特選シードする。また、出場機会が僅かとなるG・Fにつ いても優先的にシードする。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 適正な出場間隔確保に向けての日取り調整 コンディション調整、欠場防止の観点から適正な出場間隔が確保できるよう、日程間隔等について情勢を勘案しつつ 調整を行う。</p> <p>(2) S級S班の競輪界における責任の明確化 S級S班の競輪界における責任を明確化するため、以下の点について指導することとする。</p>	<p>「調整委員会」概要</p> <p>構成委員 (財)日本自転車振興会、(社)全国競輪施行者協議会、(財)日本自転車競技会、(社)日本競輪選手会、 全国競輪場施設協会</p> <p>委員長 (財)日本自転車振興会</p> <p>事務局 (財)日本自転車振興会 業務部 業務課</p> <p>開催時期 審査期間満了日</p> <p>4. 適用期間 12月27日から翌年12月26日までとする。</p> <p>5. 優遇措置等</p> <p>(1) あっせん計画の提示 日取り調整会議の状況に応じ、既に開催日程が決定している期間についてあっせん計画を提示する。提示された開 催以外に出場を希望する開催がある場合は「希望あっせん届」を提出することができる(本人の希望に対する確約は ない)。なお、予め出場を希望した開催以外についても、状況に応じ優先的にあっせんを行う。</p> <p>(2) 出場競輪への優遇 G・G開催については優先出場とする。 G開催へのあっせんについては適正な出場間隔を勘案し、かつ上記(1)による本人の希望を参考としつつ年間本 数を調整する。ただし、別紙により定めた地元都道府県開催は必須とする。 F開催へのあっせんについては適正な出場間隔を勘案し、かつ上記(1)による本人の希望に充分配慮することと する。ただし、協賛競輪・国際競輪など特別企画レース等と重複した場合、特別企画レース等を優先する。 なお、別紙により定めた地元地区開催に年間最低1回出場することを必須とする。</p> <p>(3) オフ期間の設定 年間1回、最長1ヶ月のオフ期間を設定できるものとする(オフ期間の重複は6名までとする)</p> <p>(4) 参加時における優遇措置 公共交通機関に係る特別料金を支給する。</p> <p>(5) Gグレード及びF開催におけるシードについて 原則として特選にシードする。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 級別審査 S級S班であった選手が次期S級S班に選出されなかった場合には、次期級別の格付けをS級1班とする。</p> <p>(2) ファンサービス ファンサービスの一環として広報活動・ファンの集会等へ参加する。</p>
--	---

<p>相当な理由がない限り出場予定競輪を欠場しないこと。 ファンサービスの一環として広報活動・ファンの集会等の参加に協力すること。</p> <p>(3) ファンへのアピール ファンが一目見てS級S班であることが認識できるよう、レーサーパンツの新調等による区別化について検討を行う。</p>	<p>(3) <u>ユニフォーム等</u> <u>S級S班専用のユニフォーム及びレーサーパンツを貸与する。</u></p>
--	---